

愛媛賃審発第 2577 号
令和 8 年 8 月 21 日

愛媛労働局長
丹羽 啓達 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会 長 森本 明宏

愛媛県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 8 年 7 月 2 日付け愛媛労発基 0702 第 3 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、令和 6 年 10 月 13 日発効の愛媛県最低賃金（時間額 956 円）は、令和 6 年度の愛媛県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、愛媛県最低賃金の改正決定に当たり、中小企業・小規模事業者には、原材料価格等のコスト上昇、防衛的な賃上げと急激な最低賃金額上昇による労務費の増大の中で、十分に価格転嫁ができていない業種や企業もあること等を踏まえ、

- （１）業務改善助成金を更に活用しやすくするための申請期間に余裕のある制度への改善や設備の増設要件緩和等の制度充実、
 - （２）二極分離の状態が継続している労務費等の価格転嫁問題を踏まえた、中小企業・小規模事業者のための価格転嫁・取引適正化の支援、
 - （３）いわゆる「年収の壁」への対応として、事業主への支援強化、被扶養者の認定方法の取扱いの円滑な実施、
- について、政府としてのなお一層の取組を強く要望する。

別紙 1

愛媛県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 9 3 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 8 年 1 1 月 1 日

愛媛県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 愛媛県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 956 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 13 日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の愛媛県
内人口加重平均に、住宅扶助費の実績値を加えた金額（97,475 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると、愛媛県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$\begin{aligned} & 956 \text{ 円 (愛媛県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ & \quad \times 0.824 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 136,910 \text{ 円} \end{aligned}$$